

公示第110号

一部改正 平成16年8月5日 公示第56号

一部改正 平成19年8月6日 公示第58号

一部改正 平成20年4月1日 公示第1号

一部改正 平成25年3月14日 公示第84号

一部改正 平成25年7月23日 公示第25号

一部改正 平成25年11月7日 公示第62号

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等については、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、審査項目及びその適合基準に関する処理方針を下記のとおり定めたので公示する。

平成15年2月28日

北陸信越運輸局長 園田 良一

記

○許可（貨物自動車運送事業法第3条、第35条第1項）

許可申請事案に対する審査は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第5条及び第6条第1項並びに同法第35条第3項及び第4項の規定するところにより、厳正かつ公平に行うものであるが、次の項目については、それぞれの適合基準により審査する。

なお、審査にあたっては、必要に応じて事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。

I. 一般貨物自動車運送事業の許可（特別積合せ貨物運送を除く。）

項 目	適 合 基 準
1. 営業所 (1) 使用権	申請者が、その建物について1年以上の使用権原を有するものであること。（自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。）
(2) 立地条件	都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないも

<p>(3) 規 模</p>	<p>のであり、その旨の宣誓書の提出があること。 事業遂行上、適切な規模であること。（適切な規模とは、営業所としての専有面積が10㎡以上の場合、または10㎡未満であっても、机、椅子、電話等の事業運営上最低必要限度の設備を有し、かつ、運行管理面においても支障のないものと認められる場合をいう。）</p>
<p>2. 事業用自動車 (1) 車両数</p>	<p>①営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号で定める種別）毎に、5両以上であること。（けん引自動車、被けん引自動車を含む場合の車両数の算定は「けん引自動車1両+被けん引自動車1両」を1両とする。）</p> <p>②共同使用に係る事業自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。</p> <p>③けん引自動車、被けん引自動車の保有比率については、最低車両台数を上回る部分の規制はしないものとする。</p> <p>④霊柩運送または一般廃棄物運送を行う事業及び一般的に需要が少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業を經營しようとする場合にあっては、①にかかわらず、取扱い貨物、営業区域等を限定する等9. に掲げるところにより条件を付することによって当該事業の經營を許可することができるものとする。</p>
<p>(2) 使用権</p>	<p>使用権原を有するものであり、次の書面の提出により判断するものとする。</p> <p>ア. 自社(者)保有車両の場合は、自動車検査証の写し</p> <p>イ. 購入による場合は、車両売買契約書等の写し</p> <p>ウ. リース契約による場合は、契約期間が1年以上であるリース契約書の写し。なお、契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。</p>
<p>(3) 構 造</p>	<p>計画車両の大きさ構造等が輸送する貨物に適切なものであること。</p>
<p>3. 車 庫 (1) 位 置</p>	<p>原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合するものであること（当該営業所からの直線距離が、新潟県、長野県にあっては5km以内、富山県、石川県にあっては10km以内に設置され</p>

<p>(2) 立地条件</p>	<p>るものであること。)</p> <p>①都市計画法(昭和43年法律第100号)、農地法(昭和27年法律第229号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> <p>②計画車両の通行において出入口の前面道路については、車両制限令に適合するものであり、その確認は幅員証明書により行うこととする。(国道については、当該幅員が車両制限令に適合しているものとみなす。)また、交通安全上支障がないものであること。(必要に応じて、警察当局へ照会等を行うこととする。)</p>
<p>(3) 収容能力</p>	<p>①車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、かつ、計画車両の全てを収容できるものであること。</p> <p>②共同使用に係る事業自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うこととする。</p> <p>③他の用途に使用される部分と明確に区画されており、敷地内における車両の通行に支障がないこと。</p>
<p>(4) 使用权</p>	<p>申請者が、その土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。(自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。)</p>
<p>4. 休憩・睡眠施設</p> <p>(1) 位置</p> <p>(2) 規模</p> <p>(2) 使用权</p>	<p>営業所または車庫に併設または隣接している等乗務員が有効に利用することができる位置にあること。</p> <p>乗務員が有効に利用できる適切な規模及び設備を有する施設であること。なお、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2.5㎡以上の広さを有すること。</p> <p>申請者が、その建物について1年以上の使用権原を有するものであること。(自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出を</p>

	<p>もって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。）</p>
<p>(3) 立地条件</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p>
<p>5. 管理体制 (1) 運転者</p>	<p>車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者が確保されるものであること。この場合、確保する運転者は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第3条第2項に違反する者でないこと。</p>
<p>(2) 運行管理者</p>	<p>営業所毎に選任を義務付けられる員数の常勤の運行管理者が確保されるものであること。</p>
<p>(3) 運行管理体制</p>	<p>①運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。</p> <p>②自動車運転者の勤務割及び乗務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準について」に適合するものであること。</p> <p>③車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。</p> <p>④事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告等の体制について、整備されていること。</p> <p>⑤運行管理の体制を記載した書類は別途定める様式を例とする。</p>
<p>(4) 整備管理者</p>	<p>選任を義務付けられる常勤の整備管理者が確保されるものであること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。</p>

(5) 危険物取扱者等の有資格者

石油類、高圧ガス、毒物、劇物等危険物の輸送を行うものにあつては消防法等関係法令に規定する危険物取扱者等の有資格者が確保されるものであること。

6. 資金計画

(1) 自己資金

①所要資金の見積もりが適切なものであること。

②資金計画については別途定める様式を例とする。

③所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が次により算定した所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。

ア. 人件費 … 役員報酬及び健康保険料等の法定福利費を含む2カ月分

イ. 燃料油脂費 … 燃料油脂費及び修繕費のそれぞれ2カ月分及び修繕費

ウ. 車両費 … 車両取得価格〔改造費を含む〕(分割の場合は頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし一括の場合は取得価格。)、リースの場合は6ヶ月分のリース料金

エ. 土地・建物費 … 土地、建物の購入費(分割の場合は頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし一括の場合は取得価格。)、賃借の場合は6ヶ月分の賃借料及び敷金等

オ. 什器・備品費 … 取得価格(割賦の場合は未払金を含む。)

カ. 保険料 … 自賠責(共済)保険料、任意保険料及び危険物を取扱う運送の場合は、当該危険物に対応する賠償責任保険料のそれぞれ1カ年分

キ. 各諸税 … 自動車税の1カ年分及び自動車重量税、自動車取得税、登録免許税等

ク. その他 … 旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、図書・印刷費、広告宣伝費等の2カ月分

④自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。

⑤預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の(提示又は)写しによって確認するものとする。

⑥預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。

<p>7. 法令遵守</p>	<p>⑦その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条6号から8号に規定する添付書類を基本とし審査する。</p> <p>⑧自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。</p> <p>⑨事業計画の変更については、特に必要な場合を除き、資金計画に関する審査を省略する。</p> <p>①申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有すること。</p> <p>②健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下、社会保険等という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。</p> <p>③申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する常勤の役員）が、次のア、イ、ウ、のいずれにも該当する者ではないこと。</p> <p>ア. 貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受け、当該申請日において当該処分期間終了後3カ月（悪質な違反については6カ月）を経過していない者</p> <p>イ. 貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受けた法人に、当該処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任し、当該申請日において当該処分期間終了後3カ月（悪質な違反については6カ月）を経過していない者</p> <p>ウ. 申請後において、貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受けた者</p> <p>（注1）「常勤の役員」とは、相談役、顧問その他いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権または支配力をもって事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者をいう。</p> <p>（注2）「悪質な違反」とは次の場合をいう。</p> <p>a. 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、または隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合</p> <p>b. 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為または社会的影響のある事故を引き起こした場合</p> <p>c. 事業の停止処分を受けた場合</p>
----------------	---

<p>8. 損害賠償能力</p>	<p>④新規許可事業者に対しては、自らの安全輸送に対する意識を高めるため許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、事業開始後6カ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導を実施するものとし、指導講習の未受講者及び巡回指導による改善が見込まれない場合等には、監査等を実施するものとする。なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に実施するものとする。</p> <p>①自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済に加入するほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。なお、事業用自動車が100両以下の事業者にあつては、被害者一名につき保険金の限度額は無制限の任意保険に加入するものであること。</p> <p>②石油類、化成品類または高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。</p>
<p>9. 許可に付する条件</p>	<p>①新規事業者に対しては、許可に際し、許可後1年以内に事業を開始すべき旨の条件を付することとする。</p> <p>②運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すること。</p> <p>③霊柩運送事業 ア. 霊柩運送のみを行う事業については、許可に際し、「霊柩運送に限る。」（貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「霊柩運送に限る（貨物自動車利用運送を除く）。」）旨の条件を付することとする。 なお、車両数が適合基準に満たない場合は「発地及び着地のいずれもが〇〇県の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨を加えるものとする。 イ. 霊柩運送と霊柩運送以外の運送を兼営する場合については、許可に際し、「霊柩自動車による運送は、霊柩運送に限る。」旨の条件を付することとする。 なお、霊柩運送の車両数が適合基準に満たない場合は「発地及び着地のいずれもが〇〇県の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨を加えるものとする。</p> <p>④一般廃棄物運送のみを行う事業 一般廃棄物運送のみを行う事業であつて車両数が適合基準に満た</p>

<p>10. 貨物自動車利用運送を行う場合の営業所関係</p> <p>(1) 使用権</p> <p>(2) 立地条件</p> <p>(3) 規模</p> <p>(4) 業務の範囲</p> <p>(5) 保管体制</p> <p>11. その他</p>	<p>ない場合は、許可に際し、「一般廃棄物運送に限る。」(貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「霊柩運送に限る(貨物自動車利用運送を除く)。」)及び「発地及び着地のいずれもが〇〇市(町、村)の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨の条件を付することとする。</p> <p>⑤一般的に需要が少ないと認められる島しょにおける事業 一般的に需要が少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの)における事業であって車両数が適合基準に満たない場合は、許可に際し、「発地及び着地のいずれもが〇〇島内の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨の条件を付することとする。</p> <p>申請者が、その建物について1年以上の使用権原を有するものであること。(自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。)</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)、農地法(昭和27年法律第229号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> <p>事業遂行上、適切な規模であること。(適切な規模とは、営業所としての専有面積が10㎡以上の場合、または10㎡未満であっても、机、椅子、電話等の事業運営上最低必要限度の設備を有し、かつ、運行管理面においても支障のないものと認められる場合をいう。)</p> <p>「一般事業」または「宅配便事業」の別とする。</p> <p>保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。 ・保管施設は、所在地、面積、構造及び付属設備について、明記すること。</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づき別途定める様式により運輸の開始の届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入の徹底を図ること。</p>
--	---

II. 一般貨物自動車運送事業の許可（特別積合せ貨物運送に限る。）

特別積合せ貨物運送をする場合の一般貨物自動車運送事業の許可申請事案に対する審査は、I. の審査項目に加え、次の項目について審査する。

項 目	適 合 基 準
1. 荷扱所 (1) 使用権 (2) 立地条件 (3) 規 模	<p>①宅配便のいわゆる取次店等は、荷扱所に含めないものとする。</p> <p>②申請者が、その建物について1年以上の使用権原を有するものであること。（自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。）</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> <p>事業管理運営上支障のない規模であること。</p>
2. 積卸施設 (1) 使用権 (2) 立地条件 (3) 規 模	<p>申請者が、その建物について1年以上の使用権原を有するものであること。（自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。）</p> <p>①営業所または荷扱所に併設するものであること。</p> <p>②都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> <p>①施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。</p> <p>②施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合う</p>

<p>3. 営業所及び荷扱所の自動車の出入口</p>	<p>ものであること。</p> <p>複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、当該営業所及び荷扱所が「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」（昭和32年政令第320号）第4条及び第6条第1項の基準により、当該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないものであること。</p>
<p>4. 運行系統及び運行回数</p>	<p>①運行系統毎の運行回数は車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施設の取扱能力等から適切なものであること。</p> <p>②取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎が、的確なものであること。</p> <p>③取扱貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別途定める様式を例とする。</p> <p>④運行車の運行は、少なくとも1日1便以上の頻度で行われるものであること。ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ、山村等の地域における区間では、1日1便以下でも差し支えないものとする。</p>
<p>5. 積合せ貨物管理体制</p>	<p>①貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法または設備を有すること。</p> <p>②貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な作業管理体制を有すること。</p> <p>③貨物の紛失等の事故による苦情処理が的確かつ迅速に行いうる体制を有すること。</p>
<p>6. 運行管理関係</p>	<p>自動車運転者の勤務割及び乗務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」に適合するものであること。</p>

Ⅲ. 特定貨物自動車運送事業の許可

次の項目について審査する。

項 目	適 合 基 準
1. 運送需要者 (1) 特定の運送需要者	①単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できるものであること。 ・当該荷主が宅配便等一部小口貨物を依頼している場合を除いてその荷主の総輸送量の80%以上の取扱いが可能であること。 ②運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。 ・常時、他の運送事業者による一車貸切輸送が行われていないものであること。
2. 営業所	I.－1. に同じ。
3. 事業用自動車 (1) 車両数	①営業所毎に配置する事業用自動車の数は、5両以上であること。 ② I.－2. (1)②, ③に同じ。
(2) 使用権	I.－2. (2) に同じ。
(3) 構造	I.－2. (3) に同じ。
4. 車庫	I.－3. に同じ。
5. 休憩・睡眠施設	I.－4. に同じ。
6. 管理体制	I.－5. に同じ。
7. 法令遵守	I.－7. に同じ。
8. 損害賠償能力	I.－8. に同じ。
9. 貨物自動車利用運送を行う場合	I.－10. に同じ。
10. その他	①特定貨物自動車運送事業の許可は、特定の運送需要者に付与するものであり、既にこの許可を取得した事業者が、特定の運送需要者を

	<p>新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自動車運送事業の許可申請手続を要するものとする。</p> <p>②一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づき別途定める様式により運輸の開始の届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入の徹底を図ること。</p>
--	--

○事業計画の変更認可等（法第9条第1項、第3項・第35条第6項）

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等の申請及び届出に関する審査は、次の項目についてそれぞれ審査する。

なお、審査にあたっては、必要に応じて、事実関係を確認するための書類の提出を求めるとする。

1. 事業計画の変更の認可及び届出の受理

(1) 事業計画変更のうち、次の事項については、**I.** または **II.** の基準に適合するものであること。

①営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別。

また、特別積合せ貨物運送をする場合には、営業所及び荷扱所の位置、積卸施設の取扱能力、運行系統並びに運行日及び運行回数。

②新たに霊柩自動車を配置し、または、新たに普通車を配置しようとする場合の事業用自動車の種別の変更の事業計画変更認可。

③事業計画変更のうち事業規模の拡大となる申請については、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する常勤の役員）が、次のア、イ、ウ、のいずれにも該当する者ではないこと。（当局管内において受けた処分に限る。）

ア. 貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限(禁止)の処分を受け、当該申請日において当該処分期間終了後3カ月（悪質な違反については6カ月）を経過していない者

イ. 貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限(禁止)の処分を受けた法人に当該処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任し、当該申請日において当該処分期間終了後3カ月（悪質な違反については6カ月）を経過していない者

ウ. 申請後において、貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限(禁止)の

処分を受けた者

事業規模の拡大となる申請とは、新たに特別積合せ貨物運送及び貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設をしようとするものをいう。

(2) 事業用自動車の数の変更の事前届出

①届出者は、あらかじめ別に定める届出書及び添付書類により提出し、その内容が真正なものであること。繁忙期等においては当日に確認の処理をすることが困難な場合があるため、できる限り実施予定日より前に提出するよう努めること。

②増車については、届出者が当局管内において、貨物自動車運送事業法及び道路運送法違反により車両使用停止（禁止）以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

(3) 事業計画変更の事後届出

北陸信越運輸局長が指定する区域内における営業所の位置の変更については、車庫との距離制限上支障ないものであること。

(4) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更

車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事業計画の変更の認可申請及び届出に係る場合は、協定書等の提示をすること。

2. 運送約款の認可（法第10条第1項）

(1) 貨物自動車運送事業法施行規則第11条に規定される記載事項が明確に規定されていること。

(2) 運賃・料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

(3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

(4) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービス等の独自の約款の設定（変更）を行おうとする場合は、当該サービスの特殊性が認められるものであること。

3. 事業の譲渡譲受の認可

(1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続きによることとする。

(2) 事業を譲り受けしようとする者について、I. 基準に適合するものであること。

4. 合併、分割または相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、I. の基準に適合するものであること。

5. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、または廃止する場合に限ることとし、事業の一部の休止または廃止については、事業計画の変更の手続を行うこと。

6. その他

特定貨物自動車運送事業の事業計画等の認可申請(届出)については、この処理方針を準用するものとする。

附 則

(適用の日)

1. この処理方針は、平成15年4月1日から適用する。
2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」(平成14年7月1日付け公示第27号)及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等に関する処理方針について」(平成14年7月1日付け公示第28号)は、平成15年3月31日限りで廃止する。
(係属事案に関する経過措置)
3. この処理方針適用の日以前に受理した事案の平成15年4月1日以降における処理については、次によるものとする。
 - ①「車両数」及び「法令遵守」に関する審査については、1. にかかわらず、なお、旧処理方針(平成14年7月1日付け公示第27号)により処理する。
 - ②上記①以外の事項(「許可に付する条件」を含む。)については、この処理方針により処理する。

附 則 (平成16年8月5日付け公示第56号で一部改正)

この改正処理方針は、平成16年9月1日以降、北陸信越運輸局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。

附 則 (平成19年8月6日付け公示第58号で一部改正)

1. この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請事案について適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものであるものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則 (平成20年4月1日付け公示第1号で一部改正)

1. この公示は、平成20年7月1日以降に受理する申請事案について適用する。

附 則（平成25年3月14日付け公示第84号で一部改正）

1. この公示は、平成25年5月1日以降に受理する申請事案について適用する。

附 則（平成25年7月23日付け公示第25号で一部改正）

1. この公示は、平成25年7月23日以降に受理する申請事案について適用する。

附 則（平成25年11月6日付け公示第62号で一部改正）

1. この公示は、平成25年12月1日以降に受理する申請事案について適用する。